

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ウィルオブ・コンストラクション（以下「甲」という。）と従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定は、派遣先で別表1-1~1-10に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 対象従業員の賃金は、技術社員給与規程、および管理系事務社員規程における基準内賃金（基本給、特殊勤務手当、ライフデザイン手当、前払選択金）、基準外賃金（特殊勤務手当、通勤交通費、契約残業金額、時間外手当、休日手当、深夜手当、就労祝金）（以下「基本給等」という）、および賞与とする。

第3条 対象従業員の基本給等、および賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1-1~1-10に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2-1~2-10の地域指数を乗じたものとする。

1 「技術社員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和3年8月6日職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）別添2に定める「09建築・土木技術者等」とする。

2 「管理系事務社員」、および「一般事務社員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「25一般事務員」とする。

3 前2項、1、2については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

4 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

5 地域調整については、通達別添3に定める日本全国の都道府県内の公共職業安定所管轄地域の指数を用いるものとする。

6 別表1-1~1-10の対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、前項のうち、全国をグルーピングし、そのグループの中で最も高い指数を持つ都道府県の指数により算出するものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2-1~2-10のとおりとする。

- 1 別表1-1~1-10の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- 2 別表2-1~2-10の各等級の職務と別表1-1~1-10の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

	Aランク	Bランク	Cランク
技術社員	10年	5年	0年
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	5年	3年	0年

3 令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を支給基準とするが、通達と比べて低かった場合は、手当を支給するものとし、別表2-1~2-10を作成する。

- 4 対象従業員の基本給及び賞与については、別表3-1~3-10の地域指数を加味した金額を支給し、対象従業員に対する支給額が、別表2-1~2-10のとおり、就業場所の地域に応じた別表1-1~1-10の地域別平均賃金以上の金額となるものとする。
- 5 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~20%の範囲で能力相当分として、基本給を増額（昇給）することとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、各対象従業員に該当する給与規程により、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、原則、月額50,000円を上限として通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員に対して、退職金の支給に代わり、別表1-1~1-10のとおり、基本給・賞与等の額に6%の額を乗じた金額を支給する。

第8条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用とし、評価結果に基づき、別表2-1~2-10の備考1のとおり、賞与額を決定する。

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとし、各対象従業員に適用される規程のとおりとする。

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」（階層別養育受講項目一覧）に従って、着実に実施する。

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第12条 本協定の有効期間は、2022年4月1日から2024年3月31日までの2年間とする。

2021年12月1日

甲 株式会社ウィルオブ・コンストラクション
代表取締役社長 角 裕一



乙 従業員代表 菅原 佑介



別表1-1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額（基本給及び賞与の関係）

1	社内AREA	北海道	指標基準自治体	北海道	92.70					
就業場所	北海道									
指数	92.00									

※ 上記自治体の就業場所につきグループングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値	
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843	
		北海道指数	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7
	地域調整※ 北海道	北海道（最 大）時給	1,322	1,511	1,638	1,703	1,778	1,998	2,494	1,708	
		北海道 最大 （基本給）	222,096	253,848	275,184	286,104	298,704	335,664	418,992	286,944	
		みなし30	39,660	45,330	49,140	51,090	53,340	59,940	74,820	51,240	
		給与額面	261,756	299,178	324,324	337,194	352,044	395,604	493,812	338,184	
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		北海道時給	1,402	1,602	1,737	1,806	1,885	2,118	2,644	1,810	

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値	
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181	
		北海道指数	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7
	地域調整※2地 域調整※ 北海道	北海道（最 大）時給	970	1,109	1,202	1,250	1,305	1,466	1,830	1,094	
		北海道 最大 （基本給）	162,960	186,312	201,936	210,000	219,240	246,288	307,440	183,792	
		みなし30	29,100	33,270	36,060	37,500	39,150	43,980	54,900	32,820	
		給与額面	192,060	219,582	237,996	247,500	258,390	290,268	362,340	216,612	
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		北海道時給	1,028	1,176	1,274	1,325	1,383	1,554	1,940	1,160	

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-1 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 （基本内賃金） （※1）	うち 地域手当 （※2）	賞与給額 （※3）	合計額
技術社員	Aランク 上級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級を保持し、エキスパートとしての高度な施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員がいなくても現場を回すことができる者）	2,208～	(184)	-	2,208～
	Bランク 中級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や図面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回すことができる者）	1,887～	(167)	-	1,887～
	Cランク 一般の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的簡易的な施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,405～	(137)	-	1,405～
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 主として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,286～	(131)	107	1,393～
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体も把握し、2級資格を保持している者と同等程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,226～	(119)	102	1,328～
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。現場にて墨出しや写真撮影など、一から指示を受けて補助的な管理も行う者。	952～	(89)	79	1,031～

対応する一般 労働者の平 均的な賃金額 （※4） A+B	対応する一般 労働者の全 国平均賃金の 6% A	対応する一般 労働者の平 均的な賃金額 B	対応する一般 労働者の能 力・経験
2,118	120	1,998	10年
1,885	107	1,778	5年
1,402	80	1,322	0年
1,383	78	1,305	5年
1,325	75	1,250	3年
1,028	58	970	0年

(備考)

- 1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年2回支給する。
 - 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。
 - 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。
- ※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。
- ※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。
- ※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-1 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
				4	首都圏
千葉	105.7				
東京	114.3				
神奈川	109.4				
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
				愛知	105.4
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
7	中国	広島	97.40	和歌山	93.1
				鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
8	四国	香川	95.60	山口	91.2
				徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
9	九州	福岡	93.00	高知	88.0
				福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額（基本給及び賞与の関係）

2	社内AREA	東北	指標基準自治体	宮城	96.90				
就業場所	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島			
指数	83.60	86.70	96.80	85.50	88.60	92.30			

※ 上記自治体の就業場所につきグループリングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種(年次)	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		宮城指数	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9
	地域調整※ 東北	宮城(最大)時給	1,382	1,580	1,713	1,781	1,859	2,089	2,607	1,785
		宮城最大(基本給)	232,176	265,440	287,784	299,208	312,312	350,952	437,976	299,880
		みなし30	41,460	47,400	51,390	53,430	55,770	62,670	78,210	53,550
	96.90%	給与額面	273,636	312,840	339,174	352,638	368,082	413,622	516,186	353,430
		退職金加味(%)	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		宮城時給	1,465	1,675	1,815	1,887	1,971	2,214	2,764	1,893

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		宮城指数	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9
	地域調整※2 東北	宮城(最大)時給	1,014	1,159	1,256	1,307	1,364	1,532	1,913	1,144
		宮城最大(基本給)	170,352	194,712	211,008	219,576	229,152	257,376	321,384	192,192
		みなし30	30,420	34,770	37,680	39,210	40,920	45,960	57,390	34,320
	96.90%	給与額面	200,772	229,482	248,688	258,786	270,072	303,336	378,774	226,512
		退職金加味(%)	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		宮城時給	1,075	1,229	1,332	1,385	1,446	1,624	2,028	1,213

出所 厚生労働省HPより

※1: 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)(局長通達別添2)

※2: 令和2年度職業安定業務統計による地域指数(局長通達別表3)

別表2-2 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (基準内賃金) (※1)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般の労働者の全額平均賃金の6% A	対応する一般の労働者の平均的な賃金額 B	対応する一般の労働者の能力・経験
技術社員	Aランク	2,321~	(297)	-	2,321~	2,214	125	2,089	10年
	Bランク	1,976~	(256)	-	1,976~	1,971	112	1,859	5年
	Cランク	1,470~	(202)	-	1,470~	1,465	83	1,382	0年
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク	1,351~	(196)	113	1,464~	1,446	82	1,364	5年
	Bランク	1,286~	(179)	107	1,393~	1,385	78	1,307	3年
	Cランク	994~	(131)	83	1,077~	1,075	61	1,014	0年

(備考)

- 1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年二回支給する。
 - 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。
 - 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。
- ※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。
- ※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。
- ※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-2 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	福島	92.8
				茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
4	首都圏	東京	114.30	埼玉	105.8
				千葉	105.7
				東京	114.3
				神奈川	109.4
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
				愛知	105.4
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
				和歌山	93.1
7	中国	広島	97.40	鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
				山口	91.2
8	四国	香川	95.60	徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
				高知	88.0
9	九州	福岡	93.00	福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
				大分	89.8
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額（基本給及び賞与の関係）

3	社内AREA	関東・甲信越	指標基準自治体	実績	100.40					
就業場所	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	
指数	99.90	98.50	98.50	93.90	97.50	97.20	97.20	98.30	97.40	

※ 上記自治体の就業場所につきグルーピングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		茨城指数	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4
	地域調整※ 関東・甲信越	茨城（最大） 時給	1,432	1,637	1,775	1,845	1,926	2,164	2,701	1,850
		茨城 最大（基 本給）	240,576	275,016	298,200	309,960	323,568	363,552	453,768	310,800
		みなし30	42,960	49,110	53,250	55,350	57,780	64,920	81,030	55,500
	100.40%	給与額面	283,536	324,126	351,450	365,310	381,348	428,472	534,798	366,300
退職金加味 （%）		106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	
茨城時給		1,518	1,735	1,881	1,956	2,042	2,294	2,863	1,961	

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		茨城指数	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4
	地域調整※2地 域調整※ 関東・甲信越	茨城（最大） 時給	1,051	1,201	1,302	1,354	1,413	1,588	1,982	1,185
		茨城 最大（基 本給）	176,568	201,768	218,736	227,472	237,384	266,784	332,976	199,080
		みなし30	31,530	36,030	39,060	40,620	42,390	47,640	59,460	35,550
	100.40%	給与額面	208,098	237,798	257,796	268,092	279,774	314,424	392,436	234,630
退職金加味 （%）		106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	
茨城時給		1,114	1,273	1,380	1,435	1,498	1,683	2,101	1,256	

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-3 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (標準内賃金) (※1)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額
技術社員	Aランク 上級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級を仮し、エキスパートとしての高度な施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員がいなくても現場を回すことができる者）	2,399~	(375)	-	2,399~
	Bランク 中級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や図面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回すことができる者）	2,048~	(328)	-	2,048~
	Cランク 一般の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的難易度の施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,524~	(256)	-	1,524~
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 主として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,393~	(238)	116	1,509~
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体も把握し、2級資格を保持している者と同程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,327~	(220)	111	1,438~
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。現場にて集出しや写真撮影など、一から指示を受けて補助的な管理も行う者。	1,030~	(167)	86	1,116~

対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般 の労働者の全 国平均賃金の 6% A	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 B	対応する一般 の労働者の能 力・経験
2,294	130	2,164	10年
2,042	116	1,926	5年
1,518	86	1,432	0年
1,498	85	1,413	5年
1,435	81	1,354	3年
1,114	63	1,051	0年

(備考)

1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年二回支給する。

2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。

3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。

※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。

※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。

※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-3 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	福島	92.8
				茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
4	首都圏	東京	114.30	埼玉	105.8
				千葉	105.7
				東京	114.3
				神奈川	109.4
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
6	関西	大阪	108.20	愛知	105.4
				滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
7	中国	広島	97.40	和歌山	93.1
				鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
8	四国	香川	95.60	山口	91.2
				徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
9	九州	福岡	93.00	高知	88.0
				福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額（基本給及び賞与の関係）

4	社内AREA	首都圏	指標基準自治体	東京	114.30					
就業場所	埼玉	千葉	東京	神奈川						
指数	105.50	105.50	114.10	109.50						

※ 上記自治体の就業場所につきグループングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		東京指数	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3
	地域調整※ 首都圏	東京（最大） 時給	1,631	1,864	2,020	2,100	2,193	2,464	3,075	2,106
		東京 最大（基 本給）	274,008	313,152	339,360	352,800	368,424	413,952	516,600	353,808
		みなし30	48,930	55,920	60,600	63,000	65,790	73,920	92,250	63,180
	114.30%	給与額面	322,938	369,072	399,960	415,800	434,214	487,872	608,850	416,988
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		東京時給	1,728	1,976	2,142	2,226	2,325	2,612	3,260	2,232

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		東京指数	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3
	地域調整※2地 域調整※ 首都圏	東京（最大） 時給	1,196	1,368	1,482	1,541	1,609	1,808	2,257	1,349
		東京 最大（基 本給）	200,928	229,824	248,976	258,888	270,312	303,744	379,176	226,632
		みなし30	35,880	41,040	44,460	46,230	48,270	54,240	67,710	40,470
	114.30%	給与額面	236,808	270,864	293,436	305,118	318,582	357,984	446,886	267,102
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		東京時給	1,268	1,450	1,571	1,634	1,706	1,916	2,392	1,430

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-4 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (基準内賃金) (※1)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額	対応する一般 労働者の平 均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般 労働者の全 国平均賃金の 6% A	対応する一般 労働者の平 均的な賃金額 B	対応する一般 労働者の能 力・経験
技術社員	Aランク	2,738~	(714)	-	2,738~	2,612	148	2,464	10年
	Bランク	2,327~	(607)	-	2,327~	2,325	132	2,193	5年
	Cランク	1,732~	(464)	-	1,732~	1,728	97	1,631	0年
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク	1,595~	(440)	133	1,728~	1,706	97	1,609	5年
	Bランク	1,512~	(405)	126	1,638~	1,634	93	1,541	3年
	Cランク	1,173~	(310)	98	1,271~	1,268	72	1,196	0年

(備考)

- 1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年2回支給する。
 - 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。
 - 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。
- ※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。
- ※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。
- ※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-4 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
				4	首都圏
千葉	105.7				
東京	114.3				
神奈川	109.4				
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
				愛知	105.4
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
7	中国	広島	97.40	和歌山	93.1
				鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
8	四国	香川	95.60	山口	91.2
				徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
9	九州	福岡	93.00	高知	88.0
				福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-5 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

5	社内AREA	中部	指標基準自治体	愛知	105.40					
就業場所	岐阜	静岡	愛知	三重						
指数	99.90	100.00	105.40	98.60						

※ 上記自治体の就業場所につきグループングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		愛知指数	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4
	地域調整※2 中部	愛知（最大） 時給	1,504	1,719	1,863	1,937	2,022	2,272	2,836	1,942
		愛知 最大（基 本給）	252,672	288,792	312,984	325,416	339,696	381,696	476,448	326,256
		みなし30	45,120	51,570	55,890	58,110	60,660	68,160	85,080	58,260
	105.40%	給与額面	297,792	340,362	368,874	383,526	400,356	449,856	561,528	384,516
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		愛知時給	1,594	1,822	1,975	2,053	2,143	2,408	3,006	2,059

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		愛知指数	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4	105.4
	地域調整※2地 域調整※ 中部	愛知（最大） 時給	1,103	1,261	1,367	1,421	1,484	1,667	2,081	1,244
		愛知 最大（基 本給）	185,304	211,848	229,656	238,728	249,312	280,056	349,608	208,992
		みなし30	33,090	37,830	41,010	42,630	44,520	50,010	62,430	37,320
	105.40%	給与額面	218,394	249,678	270,666	281,358	293,832	330,066	412,038	246,312
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		愛知時給	1,169	1,337	1,449	1,507	1,573	1,767	2,206	1,319

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-5 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 （標準内賃金） （※1）	うち 地域手当 （※2）	賞与給額 （※3）	合計額
技術社員	Aランク 上級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級を保持し、エキスパートとしての高質な施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員がいなくても現場を回ることができる者）	2,530~	(506)	-	2,530~
	Bランク 中級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や図面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回ることができる者）	2,149~	(429)	-	2,149~
	Cランク 一般の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的簡易的な施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,595~	(327)	-	1,595~
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 主として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、巡回工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,470~	(315)	123	1,593~
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、巡回工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体も把握し、2級資格を保持している者と同等程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,399~	(292)	117	1,516~
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。現場にて単出しや写真撮影など、一から指示を受けて補助的な管理も行う者。	1,083~	(220)	90	1,173~

対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 （※4） A+B	対応する一般 の労働者の全 国平均賃金の 6% A	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 B	対応する一般 の労働者の能 力・経験
2,408	136	2,272	10年
2,143	121	2,022	5年
1,594	90	1,504	0年
1,573	89	1,484	5年
1,507	86	1,421	3年
1,169	66	1,103	0年

(備考)

1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年2回支給する。

2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。

3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。

※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。

※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。

※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグループ化したのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-5 AREAグルーピングと地域指数

Area No.	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
				4	首都圏
千葉	105.7				
東京	114.3				
神奈川	109.4				
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
				愛知	105.4
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
7	中国	広島	97.40	和歌山	93.1
				鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
8	四国	香川	95.60	山口	91.2
				徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
				高知	88.0
9	九州	福岡	93.00	福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-6 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

6	社内AREA	関西	指標基準自治体	大阪	108.20				
就業場所	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山			
指数	98.70	101.50	108.30	101.80	100.40	92.20			

※ 上記自治体の就業場所につきグループピングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		大阪指数	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2
	地域調整※ 関西	大阪（最大） 時給	1,544	1,764	1,912	1,988	2,076	2,332	2,911	1,994
		大阪 最大（基 本給）	259,392	296,352	321,216	333,984	348,768	391,776	489,048	334,992
		みなし30	46,320	52,920	57,360	59,640	62,280	69,960	87,330	59,820
	108.20%	給与額面	305,712	349,272	378,576	393,624	411,048	461,736	576,378	394,812
退職金加味 （%）		106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	
大阪時給		1,636	1,870	2,027	2,108	2,200	2,472	3,086	2,113	

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		大阪指数	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2	108.2
	地域調整※2地 域調整※ 関西	大阪（最大） 時給	1,132	1,295	1,403	1,459	1,523	1,711	2,136	1,277
		大阪 最大（基 本給）	190,176	217,560	235,704	245,112	255,864	287,448	358,848	214,536
		みなし30	33,960	38,850	42,090	43,770	45,690	51,330	64,080	38,310
	108.20%	給与額面	224,136	256,410	277,794	288,882	301,554	338,778	422,928	252,846
退職金加味 （%）		106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	
大阪時給		1,200	1,372	1,487	1,547	1,614	1,814	2,265	1,354	

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-6 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (標準内賃金) (※1)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額
技術社員	Aランク 上級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級を保持し、エキスパートとしての高度な施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員がいなくても現場を回すことができる者）	2,595~	(571)	-	2,595~
	Bランク 中級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や図面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回すことができる者）	2,202~	(482)	-	2,202~
	Cランク 一般の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的簡易的な施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,637~	(369)	-	1,637~
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 主として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,512~	(357)	126	1,638~
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体も把握し、2級資格を保持している者と同程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,435~	(328)	120	1,555~
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。現場にて提出しや写真撮影など、一から指示を受けて補助的な管理も行う者。	1,113~	(250)	93	1,206~

対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般 の労働者の全 国平均賃金の 6% A	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 B	対応する一般 の労働者の能 力・経験
2,472	140	2,332	10年
2,200	124	2,076	5年
1,636	92	1,544	0年
1,614	91	1,523	5年
1,547	88	1,459	3年
1,200	68	1,132	0年

(備考)

- 1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年2回支給する。
 - 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。
 - 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。
- ※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。
- ※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。
- ※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-6 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	福島	92.8
				茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
4	首都圏	東京	114.30	福井	97.5
				埼玉	105.8
				千葉	105.7
				東京	114.3
5	中部	愛知	105.40	神奈川	109.4
				岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
				愛知	105.4
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
7	中国	広島	97.40	和歌山	93.1
				鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
8	四国	香川	95.60	山口	91.2
				徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
9	九州	福岡	93.00	高知	88.0
				福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-7 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

7	社内AREA	中国	指標基準自治体	広島	97.40				
就業場所	鳥取	鳥根	岡山	広島	山口				
指数	88.90	87.20	96.20	97.70	91.00				

※ 上記自治体の就業場所につきグループングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		広島指数	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4
	地域調整※2 中国	広島（最大） 時給	1,389	1,588	1,722	1,790	1,869	2,099	2,621	1,795
		広島 最大（基本給）	233,352	266,784	289,296	300,720	313,992	352,632	440,328	301,560
		みなし30	41,670	47,640	51,660	53,700	56,070	62,970	78,630	53,850
		給与額面	275,022	314,424	340,956	354,420	370,062	415,602	518,958	355,410
		退職金加味（%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		広島時給	1,473	1,683	1,825	1,897	1,981	2,225	2,778	1,902

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		広島指数	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4
	地域調整※2 中国	広島（最大） 時給	1,019	1,165	1,263	1,313	1,371	1,540	1,923	1,150
		広島 最大（基本給）	171,192	195,720	212,184	220,584	230,328	258,720	323,064	193,200
		みなし30	30,570	34,950	37,890	39,390	41,130	46,200	57,690	34,500
		給与額面	201,762	230,670	250,074	259,974	271,458	304,920	380,754	227,700
		退職金加味（%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		広島時給	1,080	1,235	1,339	1,392	1,453	1,633	2,039	1,219

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-7 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (標準内賃金) (※1)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額	対応する一般 の労働者の平均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般 の労働者の全国平均賃金の 6% A	対応する一般 の労働者の平均的な賃金額 B	対応する一般 の労働者の能力・経験
技術社員	Aランク 上級の施工管理技術士（各施工管理技術士資格の1級を保持し、エキスパートとしての高度な施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員がいなくても現場を回すことができる者）	2,345~	(321)	-	2,345~	2,225	126	2,099	10年
	Bランク 中級の施工管理技術士（各施工管理技術士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や箇面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回すことができる者）	1,988~	(268)	-	1,988~	1,981	112	1,869	5年
	Cランク 一般の施工管理技術士（各施工管理技術士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的簡易的な施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,476~	(208)	-	1,476~	1,473	84	1,389	0年
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 主として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、巡回工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技術士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,363~	(208)	114	1,477~	1,453	82	1,371	5年
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、巡回工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持している者と同等程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,298~	(191)	108	1,406~	1,392	79	1,313	3年
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。現場にて提出しや写真撮影など、一から指示を受けて補助的な管理も行う者。	1,000~	(137)	83	1,083~	1,080	61	1,019	0年

(備考)

1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年二回支給する。

2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。

3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。

※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。

※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。

※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-7 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	福島	92.8
				茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
4	首都圏	東京	114.30	埼玉	105.8
				千葉	105.7
				東京	114.3
				神奈川	109.4
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
				愛知	105.4
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
				和歌山	93.1
7	中国	広島	97.40	鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
				山口	91.2
8	四国	香川	95.60	徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
				高知	88.0
9	九州	福岡	93.00	福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
				大分	89.8
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-8 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

8	社内AREA	四国	指標基準自治体	香川	95.60				
就業場所	徳島	香川	愛媛	高知					
指数	91.20	95.90	90.10	87.50					

※ 上記自治体の就業場所につきグループリングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		香川指数	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6
	地域調整※ 四国	香川（最大） 時給	1,364	1,559	1,690	1,757	1,834	2,061	2,572	1,761
		香川 最大（基 本給）	229,152	261,912	283,920	295,176	308,112	346,248	432,096	295,848
		みなし30	40,920	46,770	50,700	52,710	55,020	61,830	77,160	52,830
	95.60%	給与額面	270,072	308,682	334,620	347,886	363,132	408,078	509,256	348,678
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		香川時給	1,446	1,652	1,791	1,862	1,944	2,184	2,726	1,867

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		香川指数	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6
	地域調整※2地 域調整※ 四国	香川（最大） 時給	1,000	1,144	1,239	1,289	1,346	1,512	1,888	1,129
		香川 最大（基 本給）	168,000	192,192	208,152	216,552	226,128	254,016	317,184	189,672
		みなし30	30,000	34,320	37,170	38,670	40,380	45,360	56,640	33,870
	95.60%	給与額面	198,000	226,512	245,322	255,222	266,508	299,376	373,824	223,542
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		香川時給	1,060	1,212	1,314	1,367	1,427	1,603	2,001	1,196

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-8 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (※1) (基本内賃金)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額
技術社員	Aランク 上級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級を保持し、エキスパートとして高度な施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員がいなくても現場を回すことができる者）	2,298~	(274)	-	2,298~
	Bランク 中級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や図面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回すことができる者）	1,952~	(232)	-	1,952~
	Cランク 一般の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的簡易的な施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,446~	(178)	-	1,446~
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 上として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、巡回工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,339~	(184)	112	1,451~
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、巡回工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体も把握し、2級資格を保持している者と同等程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,274~	(167)	106	1,380~
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。現場にて差し出しや写真撮影など、一から指示を受けて補助的な管理を行う者。	982~	(119)	82	1,064~

対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般 の労働者の全 国平均賃金の 6% A	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 B	対応する一般 の労働者の能 力・経験
2,184	123	2,061	10年
1,944	110	1,834	5年
1,446	82	1,364	0年
1,427	81	1,346	5年
1,367	78	1,289	3年
1,060	60	1,000	0年

(備考)

1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年2回支給する。

2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。

3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。

※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。

※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。

※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-8 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
				4	首都圏
				千葉	105.7
				東京	114.3
				神奈川	109.4
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
				愛知	105.4
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
				和歌山	93.1
7	中国	広島	97.40	鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
				山口	91.2
8	四国	香川	95.60	徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
				高知	88.0
9	九州	福岡	93.00	福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
				大分	89.8
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-9 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

9	社内AREA	九州	指標基準自治体	福岡	93.00				
就業場所	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島		
指数	91.80	86.00	84.50	87.60	89.90	84.80	86.40		

※ 上記自治体の就業場所につきグルーピングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工 監理技術者 ※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・ 土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		福岡指数	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
	地域調整※ 九州	福岡（最大） 時給	1,327	1,516	1,644	1,709	1,784	2,005	2,502	1,713
		福岡 最大（基 本給）	222,936	254,688	276,192	287,112	299,712	336,840	420,336	287,784
		みなし30	39,810	45,480	49,320	51,270	53,520	60,150	75,060	51,390
	93.00%	給与額面	262,746	300,168	325,512	338,382	353,232	396,990	495,396	339,174
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		福岡時給	1,406	1,607	1,742	1,811	1,891	2,125	2,652	1,816

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		福岡指数	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
	地域調整※2地 域調整※ 九州	福岡（最大） 時給	973	1,113	1,206	1,254	1,309	1,471	1,836	1,098
		福岡 最大（基 本給）	163,464	186,984	202,608	210,672	219,912	247,128	308,448	184,464
		みなし30	29,190	33,390	36,180	37,620	39,270	44,130	55,080	32,940
	93.00%	給与額面	192,654	220,374	238,788	248,292	259,182	291,258	363,528	217,404
		退職金加味 （%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		福岡時給	1,032	1,180	1,278	1,329	1,388	1,559	1,946	1,164

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-9 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (標準内賃金) (※1)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額
技術社員	Aランク 上級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級を保持し、エキスパートとしての高次の施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員がいなくても現場を回すことができる者）	2,202~	(178)	-	2,202~
	Bランク 中級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や図面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回すことができる者）	1,893~	(173)	-	1,893~
	Cランク 一般的施工管理技士（各施工管理技士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的簡易的な施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,411~	(143)	-	1,411~
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 主として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,286~	(131)	107	1,393~
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体も把握し、2級資格を保持している者と同等程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,232~	(125)	103	1,335~
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。応募にて準出しや写真撮影など、一から指示を受けて補助的な管理も行う者。	958~	(95)	80	1,038~

対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般 の労働者の全 国平均賃金の 6% A	対応する一般 の労働者の平 均的な賃金額 B	対応する一般 の労働者の能 力・経験
2,125	120	2,005	10年
1,891	107	1,784	5年
1,406	79	1,327	0年
1,388	79	1,309	5年
1,329	75	1,254	3年
1,032	59	973	0年

(備考)

1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年2回支給する。

2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。

3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。

※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。

※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。

※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-9 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
				4	首都圏
千葉	105.7				
東京	114.3				
神奈川	109.4				
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
6	関西	大阪	108.20	滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
7	中国	広島	97.40	和歌山	93.1
				鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
8	四国	香川	95.60	山口	91.2
				徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
9	九州	福岡	93.00	高知	88.0
				福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
大分	89.8				
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。

別表1-10 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

10	社内AREA	沖縄	指標基準自治体	沖縄	85.20					
就業場所	沖縄									
指数	84.40									

※ 上記自治体の就業場所につきグループングをし、指数が最大となる自治体を基準として比較する。

技術社員 参考	建築・土木施工監理技術者※1	職種（年次）	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		09建築・土木技術者等	1,427	1,631	1,768	1,838	1,919	2,156	2,691	1,843
		沖縄指数	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2
	地域調整※2 沖縄	沖縄（最大）時給	1,215	1,389	1,506	1,565	1,634	1,836	2,292	1,570
		沖縄 最大（基本給）	204,120	233,352	253,008	262,920	274,512	308,448	385,056	263,760
		みなし30	36,450	41,670	45,180	46,950	49,020	55,080	68,760	47,100
	85.20%	給与額面	240,570	275,022	298,188	309,870	323,532	363,528	453,816	310,860
		退職金加味（%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		沖縄時給	1,288	1,472	1,596	1,659	1,733	1,947	2,430	1,664

管理系 事務社員・一般 事務社員 参考	事務的職業※1	職種	0	1	2	3	5	10	20	参考値
		事務的職業	1,047	1,197	1,297	1,349	1,408	1,582	1,975	1,181
		沖縄指数	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2	85.2
	地域調整※2地 域調整※2 沖縄	沖縄（最大）時給	892	1,019	1,105	1,149	1,199	1,347	1,682	1,006
		沖縄 最大（基本給）	149,856	171,192	185,640	193,032	201,432	226,296	282,576	169,008
		みなし30	26,760	30,570	33,150	34,470	35,970	40,410	50,460	30,180
	85.20%	給与額面	176,616	201,762	218,790	227,502	237,402	266,706	333,036	199,188
		退職金加味（%）	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0	106.0
		沖縄時給	945	1,081	1,171	1,218	1,271	1,428	1,783	1,066

出所 厚生労働省HPより

※1：職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）（局長通達別添2）

※2：令和2年度職業安定業務統計による地域指数（局長通達別表3）

別表2-10 対象従業員の基本給及び賞与額

等級	職務の内容	基本給額 (※1) (県内賃金)	うち 地域手当 (※2)	賞与給額 (※3)	合計額
技術社員	Aランク 上級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級を保持し、エキスパートとしての高度な施工管理技術・知識を有し、施工計画を立案でき、5大管理を主体的に行い、ゼネコン職員のいなくても現場を回すことができる者）	2,024~	(0)	-	2,024~
	Bランク 中級の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級、または2級を保持し、十分な経験を持って、通常程度の難易度の施工管理技術・知識を持ち、月間工程表の作成や図面のチェックが出来、ゼネコン所長の指示のもと現場を回すことができる者）	1,738~	(18)	-	1,738~
	Cランク 一般の施工管理技士（各施工管理技士資格の1級もしくは2級を保持し、または同等の能力を有し、比較的簡易的な施工管理技術・知識を持ち、所長及び主任クラスの指示を受けて主体的に施工管理業務ができる者）	1,292~	(24)	-	1,292~
管理系 事務社員 および 一般 事務社員	Aランク 主として一般的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。また各施工管理業務の全体を把握し、2級資格を保持しており、施工管理技士の補助的業務のうち、所長主任クラスの指示を受けて比較的主体的に管理の補助業務もできる者。	1,179~	(24)	98	1,277~
	Bランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した計算、集計、管理帳票作成、週間工程表作成などの事務業務。ただし、各施工管理業務の全体も把握し、2級資格を保持している者と同等程度の経験を有し、指示を受けて管理の補助もできる者。	1,125~	(18)	94	1,219~
	Cランク 主として一般的な簡易的な現場事務所事務業務の他、PCなどを利用した一般的な事務業務。現場にて単出しや写真撮影など、から指示を受けて補助的な管理も行う者。	875~	(12)	73	948~

対応する一般の労働者の平均的な賃金額 (※4) A+B	対応する一般の労働者の全国平均賃金の6% 6% A	対応する一般の労働者の平均的な賃金額 B	対応する一般の労働者の能力・経験
1,947	111	1,836	10年
1,733	99	1,634	5年
1,288	73	1,215	0年
1,271	72	1,199	5年
1,218	69	1,149	3年
945	53	892	0年

(備考)

1 賞与支給対象者は、各賞与規程に基づき、原則、管理系事務職、および一般事務職のみとする。また、賞与については、半期ごとの勤怠、勤務態度を含めた評価を行い、各賞与規程に基づき、1回の支給につき基本給部分の0.5か月分を上限として、それぞれ考課に応じて、90%、100%、110%の比率を乗じて、年2回支給する。

2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、考課100%の合計額に等しい給与額以上を支給する。

3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価である100%の場合の額によることとする。

※1 本別表は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を基準とし、同令和3年通達と比べて低かった場合に、差額を手当として支給するものとして、作成したものである。

※2 基本給額は、固定残業部分を除いた月額賃金を平均所定労働時間で除した時給金額。

※3 地域手当は、就業地域による平均賃金差を補填するため、地域指数を参照した手当とする。都道府県をグルーピングしたのち、それぞれの地域で採用する指数は、そのグループで最も高い自治体の指数を基準とする。全グループのうち、最も低い地域（沖縄）を基準とし、地域差に応じて支給する。

別表3-10 AREAグルーピングと地域指数

Area No	Area	基準 都道府県	社内指数	就業場所 都道府県	指数
1	北海道	北海道	92.70	北海道	92.7
2	東北	宮城	96.90	青森	83.8
				岩手	86.7
				秋田	86.2
				山形	89.1
				宮城	96.9
3	関東・ 甲信越	茨城	100.40	福島	92.8
				茨城	100.4
				栃木	98.9
				群馬	98.3
				新潟	94.2
				山梨	98.6
				長野	97.7
				富山	97.5
				石川	97.4
				福井	97.5
4	首都圏	東京	114.30	埼玉	105.8
				千葉	105.7
				東京	114.3
				神奈川	109.4
5	中部	愛知	105.40	岐阜	100.2
				静岡	100.1
				三重	98.7
6	関西	大阪	108.20	愛知	105.4
				滋賀	98.7
				京都	101.4
				兵庫	102.1
				奈良	101.2
				大阪	108.2
7	中国	広島	97.40	和歌山	93.1
				鳥取	89.3
				島根	87.5
				岡山	96.0
				広島	97.4
8	四国	香川	95.60	山口	91.2
				徳島	91.1
				愛媛	90.4
				香川	95.6
9	九州	福岡	93.00	高知	88.0
				福岡	93.0
				佐賀	86.5
				熊本	88.0
				鹿児島	86.8
				長崎	84.8
				宮崎	85.0
10	沖縄	沖縄	85.20	沖縄	85.2

※3 賞与金額は、原則準監督職を対象として、100%支給した場合の時給金額。

※4 対応する一般の労働者の平均的な賃金額は、地域調整として各AREAの地域指数に、6%増しした比率を乗じて算出。ただし、実際の支給については、就業する派遣先の地域指数を元に算出した地域手当にて加減して支給する。